

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成30年12月6日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪
委員 寺門 厚 委員 古川 洋一
委員 中崎 政長

欠席委員 なし

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上と発言者)

副市長 宮本 俊美 教育長 大縄 久雄
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 石井 宇史
保健福祉部長 加藤 裕一 社会福祉課長 生田目 奈若子
社会福祉課長補佐 秋山 雄一郎
こども課長 大森 晃子 こども課長補佐 片野 弘道
介護長寿課長 藤咲 富士子 介護長寿課長補佐 大内 正輝
保険課長 先崎 民夫 保険課長補佐 萩野谷 真
健康推進課長 片岡 祐二 教育部長 高橋 秀貴
学校教育課長 小橋 聡子 学校教育課長補佐 会沢 実
指導室長 沼田 義博 学校給食センター所長 荻津 厚緒
生涯学習課長 高安 正紀 生涯学習課長補佐 萩野谷 智通

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一
次長 清水 貴 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

- (1) 議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第71号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
…原案のとおり可決すべきもの

- (6) 議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 第3次那珂市地域福祉計画の策定について
…執行部より報告あり
- (8) 「議員と語ろう会」で出た意見について
…委員長より報告あり
- (9) 調査事項「障がい児教育」について
…今後の進め方を協議
- (10) 議員派遣について
…茨城県市議会議長会研修会及び横手市議会友好訪問の派遣者を決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆さん、おはようございます。

皆さんもご存じのとおり、今、那珂市内、県議会議員、それと市議会議員の補欠選挙ということで、大変毎日白熱した選挙戦が繰り広げられております。うちのほうも選挙カーがどんどん来ております。全国的に地方議会議員のなり手が少なくというニュースが駆けめぐっている昨今、那珂市議会においては、欠員4人のところ6人立候補がありまして、これはいかに現在の那珂市議会が魅力的に映っているのかなと思っております。

ということで、きょうの教育厚生常任委員会、魅力的な市議会になりますように慎重なご審議をお願いいたします。ということで挨拶とさせていただきます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開催いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

それでは、ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は3日目になりました教育厚生常任委員会にご出席ご苦労さまです。けさから雨が降りまして、気温も昨日までは暖かかったんですけども、きょうからちょっと寒く感じるということで、皆さん、体調を崩さぬよう、年末大変お忙しいかと思っておりますので、健康管理には十分注意していただきたいと思います。

本日の会議事件は、議案6件外3件が上程されておりますので、筒井委員長のもとでの慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、本日の教育厚生常任委員会にご出席、大変お疲れさまでございます。

本日は、執行部からは議案6件、その外報告案件1件でございますので、よろしくご審議のほどをお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

常任委員会の皆様には、大変お世話になっております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

1点、大変うれしいニュースが入ってきましたので、それをお伝えして挨拶にかえさせていただきます。

と申しますのは、白鳥学園瓜連小中学校でやっておりますコミュニティスクール、学校運営協議会が今年度の「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰ということで、過日、文科省のほうで表彰がございました。これは、ご存じのように幅広い地域住民等の参画により、地域で子供を育て、支え、そしてまた地域も元気になっていくと、こういう活動が認められて本年度の受賞となったわけです。全国で96団体が受賞しておりまして、茨城県からは牛久市と本市の白鳥学園、2団体が受賞したということになります。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

委員長 まことにおめでとうございます。

それでは、本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

これより議事に入ります。

議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を受け、その後、各担当課への質疑を行うことといたします。

では、初めに財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書71ページの次、一般会計補正予算1ページをごらんください。

議案第75号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、事業名、総合保健福祉センター管理事業 942 万 2,000 円。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

当委員会におきましては、下から 2 つ目の戸多地区スクールバス運行事業から次のページ、6 ページになります。最後のアリーナ音響設備ミキサー交換工事までの 11 件となっております。期間につきましては平成 30 年度から平成 31 年度までが 8 件、平成 33 年度までが 2 件、平成 35 年度までが 1 件となっております。

11 ページをお願いいたします。中段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害福祉費 9,513 万円、5 目後期高齢者医療費 35 万 9,000 円、8 目介護保険費 6,910 万円。

12 ページをお願いいたします。中段になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 1,200 万円、2 目児童措置費 38 万 5,000 円。

3 款民生費、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 47 万円。

13 ページをお願いいたします。中段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 2,140 万 3,000 円。

15 ページをお願いいたします。下段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 70 万円。

16 ページをお願いいたします。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 800 万円、2 目教育振興費 71 万円。

9 款教育費、2 項中学校費、1 目学校管理費 719 万 2,000 円、2 目教育振興費 436 万円。

17 ページになります。中段になります。

9 款教育費、4 項幼稚園費、2 目幼稚園建築費 150 万円。

9 款教育費、5 項社会教育費、7 目図書館費 45 万 9,000 円。

18 ページになります。中段になります。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費 667 万円、4 目総合公園費 210 万円。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 2,709 万 2,000 円、国庫返納金として社会福祉課関係で 2,095 万円、こども課関係で 614 万 2,000 円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の方、質疑ございませんか。

古川委員 何点かあるので、1 つずつ伺います。

まず 6 ページの債務負担行為の中で幼稚園運動指導業務委託ということで、これは 4 年間ということでの委託業務みたいですが、この運動指導業務というのはどういう業務でしたか。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらは来年4月に開園するひまわり幼稚園のほうで新しい取り組みとして、専門指導員による運動指導を行うというものです。そのための講師派遣の委託費になります。

以上です。

古川委員 4年間の理由というのは何でしょう。

学校教育課長 本年度中に契約事務をするために、今年度からの年数設定になっていますが、実際には3年間です、平成31年から平成33年までの3年間で委託契約を結びます。

古川委員 わかりました。3年、その理由を教えてください。

学校教育課長 大変失礼しました。やはり専門指導員ということで、継続的な指導、これも目的の1つです。やっぱり単年度で事業者がかわるということでは、ちょっと教育効果が見込めないということで。まずは3年でやっていきたいと考えております。

以上です。

古川委員 わかりました。

次なんですけれども、13ページの総合保健福祉センター管理事業の空調設備改修工事の具体的な内容を教えてください。

健康推進課長 健康推進課長の片岡になります。

工事請負費につきましては、総合保健福祉センターは、高齢者福祉センターと保健福祉センターとの2館がございますが、保健福祉センターの建屋内の健康増進室に係る空調設備のほうが故障によりまして改修工事となります。

以上です。

古川委員 それは、設備そのものの入れかえですか、それともどこか1カ所壊れちゃったから、そこを部品交換とかといういわゆる修理ですか。

健康推進課長 空調設備については、現在、保健福祉センター内8系統のシステムで動いておりますが、その中で健康増進室に係る空調設備そのもの全体が壊れておりますので、全体的な改修工事になります。

以上です。

古川委員 わかりました。

今故障しているということですよ。今はどうされていますか。

健康推進課長 本年8月から9月にかけて故障が発生しまして、10月に設置業者及びメンテナンス業者立ち会いのもとで分解、清掃、点検を行いました。改修が難しいということですので、空調設備の改修工事のほうを急遽上げさせていただきました。

古川委員 8月から故障しているということで、ですから、今は稼働というか、空調設備が全くきいていない状態だというふうに理解してよろしいでしょうか。

健康推進課長 現在ですが、完全には動いておりません。ただし、日和見的に、動く日と冷暖房がきかない日がございますので、全体的な改修を行うものでございます。

古川委員 わかりました。市民の方もちょっと大変な思いをされているとお察しいたします。

じゃ、次に 16 ページの小学校施設補修事業、修繕料 800 万円、それからその下に中学校の修繕料でやはり 700 万円ございます。これの内容を教えてください。

学校教育課長 学校教育課です。

小学校、中学校とも当初予算のほうで予定していたもの以外に、例えば雨漏りであるとか、トイレであるとか、故障などで急を要する修繕が発生しております。また、本年度に限りましては危険ブロックの撤去などで優先的に対応したのもあったために予算の執行が前倒しになっているという状況です。当初計画していた修繕箇所はまだ未対応のものもあるほか、消防設備など保守点検などで指摘などがあったこともありまして、増額補正をお願いするものです。

以上です。

古川委員 いろいろあるけれども、一言で言えば小規模修繕だというふうに考えてよろしいですね。

わかりました。

それでは最後に、18 ページの給食センターの施設管理事業の修繕料 350 万円について教えてください。それと、その下の総合公園の修繕料 210 万円も教えてください。

学校教育課長 学校教育課です。

給食センターの施設や設備につきましても、毎年計画的に修繕は行っているところなんですけど、本年度予定した箇所以外にもふぐあいが出てきております。年度内に早目に対応したく、今回増額補正をお願いするものです。

以上です。

古川委員 わかりました。こちらのほうも、何という大きなものではなくて、小規模修繕の積み重ねの金額だということですね。わかりました。ありがとうございます。

生涯学習課長 生涯学習課です。

総合公園の修繕料の補正につきましては、1つが消防設備の修繕費になります。こちら消防の施設のほうの立入調査を行いましたところ、不備箇所が発生しておりまして、早期に改善するよう指導がございましたものですから、そちらについての補正を上げさせていただいたという形になっております。

あともう一つにつきましては、非常用発電機蓄電池交換という形になっております。こちらにつきましても非常時に予備発電を行うセルモーターを回す手動用の蓄電池が経年劣化に伴いまして、起動のほうができなくなっているという状況がございましたものですから、そちらを交換するという形の補正予算の計上という形になっております。どうぞよろしく願いいたします。

古川委員 ありがとうございます。

最初におっしゃった消防設備のふぐあい、不備、これは何ですか。

生涯学習課長 こちらにつきましては、非常用の案内灯であったりとか、あとホースももう 10 年以上経過してしまっている部分がございます、そちらも交換が必要ですよというようなお話がありました。

あと、大きいところとしましては、消火器、ホース、誘導灯、この3点になります。消火器につきましては、2つが期限を切れているということですし、ホースにつきましても先ほど申したとおりです。誘導灯につきましても同じような形になっております。

以上になります。

古川委員 消防設備に関しましては、例えば法改正によって、新たにこれをつけなければいけなくなったとかというのは、これはしようがないと思うんですけども、今おっしゃった、例えば消火器の有効期限切れ、これは計画してください、きちんと。指摘されてやることじゃなくて、これは総合公園だけじゃなくて、庁舎内も全部そうだと思いますけれども、どこに消火器があつて、有効期限がいつというのはきちんと把握していただいて、それで計画的に更新すべき、指摘されてからやることではないと思うんで。その点は、これは生涯学習課だけじゃなくて、全てにおいて言えることだと思いますんで、その辺はぜひお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 それでは、12 ページです。8目の介護保険料のところですか。介護施設等整備事業ということで、6,860 万円、これは施設名と、どういう内容のものなのかをちょっとお尋ねいたします。教えてください。

介護長寿課長 介護長寿課です。お答えいたします。

こちらは、既存の特別養護老人ホームの4人部屋などの多床室に入所している利用者の方のプライバシー保護のために間仕切りなどを設置する改修工事になっております。

以上でございます。

寺門委員 間仕切りというと、それはこのユニット化ということになるわけですか。

介護長寿課長 こちらユニット化まではいかないんですけども、間仕切りで4人部屋をプライバシーを保護するための壁をつくるような工事になっております。

以上です。

寺門委員 というと、今はカーテン、多分そうだろうと思うんですけども、それを間仕切り、要するに壁状のものにするということですね。

介護長寿課長 今、委員さんがおっしゃったように、カーテンではやはり安心感が保てないということですので、木材とかそういったものを利用しての間仕切りを設置する工事になっております。

以上です。

寺門委員 わかりました。

次に、同じページで民生費の学童保育事業、こちら1,200 万円補正が組まれていますけれども、これはどういう内容のものですか、伺います。

こども課長 こども課です。

こちらは旧日本米崎小学校の校舎を学童保育所として運営することになった法人への施設を改修するための補助金となっております。内容としては、電気の配線工事や保育室の床などを修繕い

たします。また、机、椅子などの備品を配置するものです。

以上です。

寺門委員 そういう契約になっていたんでしょうかね。これ確認です。

こども課長 契約といいますよりは、新たに、今、学童保育所というものが全国的にも必要とされていますことから、国のほうで補助金の仕組みができております。新たに学童保育をつくる業者には、このような開所するための準備のための補助金というものができております。それを利用して床などを改修するものです。

寺門委員 じゃ、国庫補助で丸々国からもらって支出できるという性格だということですね。

こども課長 補助金の内訳ですが、このうち3分の1が国補助、そして3分の1が県補助、残りが市の負担というような内訳になっております。

寺門委員 たしかこれは無償で提供しますよということで、前、そういう性格の施設だったというふうに記憶しているんで、3分の1市が負担ということになるとかなりの負担になるんで、その辺はちょっといかがなものかなという気はするんですけども。

副市長 建物は当然これは無償で、これは学童保育をするためには、どういう建物だろうが、これは国の制度として学童保育園のための準備のための設備ですんで、国3分の1、県3分の1、市が3分の1というのは、これは決まっている部分です。これで市が負担していかがなものかという話ではないかと思えます。

寺門委員 いかがなものかという意味は、負担していかがというんじゃないで、3分の1が妥当、それは国のあれで決まっているというお話なんで、それはよくわかりました。出すこと自体がいかがなものかというわけではないんで、それはご理解いただきたいと思えます。

当初そこまで話はあったのかな、ちょっとすみません、記憶が曖昧だったんで確認いたしました。

そうしましたら、次に、16 ページ、先ほど学校管理費の中で中学校施設設備補修事業ということで、雨漏り等という話もされましたけれども、これに三中は入っているのかどうかということと、今年度内の当然修理ができるということなんでしょうか。2点伺います。

学校教育課長 雨漏りのほうは三中ではございません。すみません、予定のほうで入っております。

既に済んでいるものではなくて、予定のほうに入っております。

寺門委員 今年度内ということで、そういう解釈でよろしいですか。

学校教育課長 今後対応を進めていく予定でございます。

寺門委員 よろしく願います。

最後の質問ですが、18 ページの教育費の中で学校給食費ですね。給食センター運営事業ということで、賄い材料費の317万円、これは値上げということで、食材の値上がりですね。具体的には何の食材になりますか。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらは御飯やパン、麺、牛乳などの主食の外に野菜や乾物、調味料などが値上がりしており

ます。

以上です。

寺門委員 主食と野菜や、その副食の材料も含めてということなのですが、これ主食というのは年間で多少変動制も、米の市場価格というのもありますので、変動は考えられるんですけども、ある程度固定化というのはいかないのでしょうか。

学校教育課長 こちらは県の学校給食会のほうで金額を定めているもので、そちらの金額の変更を受けての値上げの分になっております。

以上です。

寺門委員 じゃ、主食はいくら上がっているんですか。

学校教育課長 御飯につきましては、現在 68.61 円、0.42 円値上がりしました。牛乳につきましては現在 48.74 円、0.52 円の値上がり、続けて申しますと、パンが 44.88 円で 1.57 円の値上がり、麺は 51.75 円、1.86 円の値上がりです。

以上です。

寺門委員 微妙なというか、かなり、いずれにしても値上げになりますよね。これは年1回なんですか、主食は。

学校教育課長補佐 御飯につきましては、4月から10月と11月から3月ということで、年間値段のつけ方としては2期に分かれております。

以上です。

寺門委員 2期に分かれているということは、前後期で、回数というと2回ですか、見直しは。

学校教育課長補佐 そのとおりです。

寺門委員 わかりました。とりあえず。

富山委員 6ページです。中学校も総合公園もそうなのですが、自家用電気工作物保安管理と、これ仰々しい名前ですけども、これは何でしょうか。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらは小中学校に設置されている受変電設備の定期点検になります。

以上です。

富山委員 何か難しい名前だったんで、何かなど。

あと、16ページ、関東大会に出場された何か運動の部活動があるんですか。

学校教育課長 こちらは4つの中学校で今年度5件、関東大会の出場がございました。これに伴う増額補正です。

富山委員 このチームというのは、教育長のほうで表彰とか、この間、私一般質問したんですが、表彰などは行っていますか。

学校教育課長 残念ながら全て入賞がかなわなかったんで、表彰対象にはなってございません。

富山委員 ぜひとも関東大会まで行かれたということで、この間の表彰要件じゃないですけども、少し緩和して、こういう子たちを表彰してあげるのはいいと思いますんで、どうぞよろしくお願

いたします。

学校名は。

学校教育課長 一中が卓球男子と陸上女子、二中が陸上女子、四中が卓球男子、瓜連中が陸上男子です。

以上です。

富山委員 陸上関係ですね、あと部活動で卓球。わかりました。ぜひよろしくをお願いします。

寺門委員 先ほど給食費の賄い材料費で確認したんですけれども、上がるということだけの話だったんですけれども、当然変動制ということになると、下がる場合もあるわけですよね。これはどうなんでしょうか。

学校教育課長 確かに野菜などは下がる可能性もあるかと思えます。ただ、現在食材料費は児童生徒の保護者からいただく給食費で賄っておりますが、年々この主食、それから野菜類、値上がりが続いております。なかなかここ3年ぐらい補正で市のほうから補填していただいているという状況がございますので、値下がりしたからといって、給食費を下げるとかそういうことにはならないと思えます。

寺門委員 予算として補正を組まなくても済む、済まないという部分があるかと思うんですけれども、今お話を伺うと変動制でもあるし、上がり下がりがあるということなので、非常に難しいというのはよくわかりました。

ただ、地元産が、地産地消でいうと、3割にも満たない現状で、もう少し地元産を安く手に入る方法というのを何とか検討いただきたいなということをお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

古川委員 先ほどちょっと私も手を挙げたのはその件なんですけれども、地産地消の観点から、私はその学校給食会での契約というんですか、農家さんとかね。契約の是非について一度訴えたことがあるんですけれども。それはよしとして、今、寺門委員がおっしゃったように、地産地消の観点から、こういう言い方は失礼ですけれども、B級品でもいいものはたくさんあるわけですよ、値段は安いと思うんです。そういったものを使えないかという、以前提案をしたところ、やはり規格に合っていないと、皮をむいたり切ったりするのに合わないというか、サイズが、なので切りづらいとかという話があったんですけれども。そういうことで市内の農家さんから直接安いものを仕入れるということはできないということなんでしたか。ちょっと確認です。

学校教育課長 確かに大量に調理をするので、規格が違くと大きさがばらつく、そうなる調理の時間にばらつきが出てくるということで、実際規格は大変重要な要素ではあります。ただ、私どももやっぱり地産地消は進めていくという姿勢で、実は今年度、農政課を通して、JAの協力ももらいながら地産地消を一緒に進めていこうということで、地場産会議を立ち上げました。ということで、11月の1週間、地場産を使った給食を出そうということで、今回6割まで地場産品の使用量が上がりました。これは今後も一緒に協力し合って続けていきたいと思っています。

以上です。

古川委員 これ年間を通しての材料費のことだから、例えば市内産を使いたくても、きょうはありませんというわけにいきませんもんね。そういうことがあるんだということは認識しているつもりなんですけれども、わかりました。

それとすみません、話は違いますけれども、こども課にちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど学童保育の件で補助金の話が出ましたけれども、今いろいろ報道されている子ども食堂というのは、ああいうものに対する事業の補助というのは出るんですか。

委員長 執行部、どなたか。

保健福祉部長 答えいたします。

私が知る限りでは、そういった関係の補助はないというふうに思っています。

古川委員 ということは、1食いくらで提供するというのはそれぞれのやり方でしょうけれども、例えば1食100円とかとやっているのをよく聞きますけれども、それ以外の出た分というのは、学童保育なり、学童保育じゃなくても、それを専門にやっているNPOなりがあると思うんですけれども、それは自腹でやっているということなんですね。

保健福祉部長 答えします。

おっしゃるとおりそれぞれのやっている事業者とか社会福祉法人とか、そちらのほうがある意味ボランティア的な感覚でやっているというようなことでございます。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時34分)

再開(午前10時35分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席しております。

議案第71号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の小橋です。外3名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

議案書の 51 ページをお開きください。

議案第 71 号 那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由です。那珂市内に設置している 5 つの幼稚園を廃園にし、新たに平成 31 年 4 月 1 日に那珂市立ひまわり幼稚園が開園することに伴い、那珂市立幼稚園設置条例の一部を改正するものです。

53 ページをお開きください。

こちらは新旧対照表になっております。こちらで説明いたします。

今回の改正は、別表に規定する幼稚園の名称と位置について、右側、現在 5 園の記載から左側のとおりひまわり幼稚園のものに改正するものです。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行となります。

説明は以上です。

委員長 執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、あそこというのは菅谷なんですか。鴻巣だと思っていたんですけれども、菅谷なんですか。

学校教育課長 菅谷になっております。

以上です。

議長 今の状況で、幼稚園の建設の、4 月 1 日からですから、開園に向けてちょっと状況をわかる範囲でいいですから、進みぐあい、説明をちょっとお聞きしたいと思います。

学校教育課長 園舎のほうは既に竣工検査を済ませております。ただいま整備しておるのが歩道、周辺道路の整備をしております。また、外構工事の第 1 期として、現在、園庭のほうですね、グラウンド整備、遊具の設置、砂場やあずまや、あと外部倉庫、トイレ、南側のフェンスなどといった外構工事を進めております。今後、外構工事の第 2 期ということで進めてまいります。

以上です。

議長 あと、園児の募集の状況は、ちょっとお聞きしたい。

学校教育課長 今度新しく入る新 4 歳児ですね。そちらが今のところ 74 人で、5 歳児でも新たに申し込みがございまして、新しく 5 歳児に進級するのが 74 人、合計で 148 人でスタートの予定になっております。

以上です。

古川委員 今の 148 人は、今 5 つの幼稚園に、4 歳児は新入園ですよ。じゃ、5 歳児の子供さんは、今各 5 園にいる方の合計が 74 人なんですか。そっくり移ってくるということですか。

学校教育課長 今の 4 歳児が 5 歳児に進級して移ると、あとは新しく 5 歳児から入りたいという申

し込みがございましたので、合計して74人という現状になっております。

古川委員 定員は何名でしたか。

学校教育課長 定員は210人です。

古川委員 例えば5歳児で言うと。

学校教育課長 105人です。4歳児、5歳児ともに105人です。

古川委員 まだまだ大丈夫ということですね、受け付けは。これ締め切って足らなかつたら足らなかつたでしょうがないということですね。

学校教育課長 定員は1クラス35人ということで、6クラスあるので210人という定員なんですけど、実は規模からいうと35人で1クラスというのは大変教育環境としては厳しいものです。今回74人ということで、1クラス25人程度ということで、環境としては最適と考えているところです。以上です。

古川委員 105人ということは、35人定員が3クラスですね。それが74人となると、2クラスで足りちゃうということになるんですけども、3クラスでやるということですね。確かにそうなれば、いい環境といえればいい環境ですけども。そうですか。わかりました。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑ございませんので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

学校教育課長 議案書の55ページになります。

議案第72号 那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例。

那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由です。子ども・子育て支援法施行令の保育料負担軽減措置に即して那珂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正するものです。

改正内容は、ひとり親等世帯の保育料の額について、国の基準額と合せ第3階層、市町村民税所得割課税額7万7,100円以下の月額を引き下げるものです。

57 ページをお開きください。

こちらの新旧対照表の内容でご説明をいたします。

今回改正するこの別表第2 というものですが、こちらはひとり親世帯であるとか障がい児がいるなどの理由で軽減措置の対象となる世帯の保育料の額を定めているものです。幼稚園の保育料につきましては応能負担ということで、表にあるとおり年収により5つの階層ごとに月額保育料が定められております。

今回改正するのは第3階層の部分で、表の右側、現行の月額3,800円を国の基準額に合わせて左側の改正案のとおり月額3,000円に軽減するものです。

附則です。この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上です。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

寺門委員 質疑ではないんですが、57 ページ、第4階層のところ、市町村民税所得割課税額で市町村の長が誤字なので、訂正をしておいてください。

以上です。

委員長 訂正のほどお願いいたします。

そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で学校教育課の所管部分を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時43分)

再開 (午前10時44分)

委員長 それでは、再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

第3次那珂市地域福祉計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 社会福祉課長の生田目です。外2名の職員が出席しています。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、常任委員会資料の5ページをお開きください。

第3次那珂市地域福祉計画の策定についてご説明をさせていただきます。

こちらは、現行の第2次地域福祉計画の計画期間が平成30年度をもって終了することから、現在、平成31年度からの新たな計画について見直しを行っているところです。今回は計画の骨子のほうがまとまりましたので、報告をするものです。

第3次計画の計画期間は平成31年度からの5年間となります。

基本理念を誰もが輝きやさしさと支え合いで安心して暮らせるまちへとし、地域住民や地域福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者が地域福祉の担い手としての意識を持ち、行政や関係機関と相互に協力して包括的なネットワークや社会福祉活動により、地域の課題を解決できるまちづくりを目指すものです。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条で地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めることと規定されており、那珂市の地域福祉施策の総合的な推進を図るものとなっております。計画の見直しは5年ごとになりますが、期間中に関係法令等の著しい変化があった場合などには、必要に応じて見直しを行います。

那珂市の最上位計画である総合計画の地域福祉分野の指針を示す計画となり、また、社会福祉協議会で策定している地域福祉活動計画とは連携し、整合性をとり、効率的・効果的な地域福祉の推進を図ってまいります。

最後に、今後の予定ですが、1月にパブリックコメントを実施し、3月の常任委員会で新しい計画の報告をする予定としております。その後、3月下旬に公表をする予定となっております。

続いて、裏面をごらんください。

こちらには計画の骨子について記載をさせていただきます。

先ほどお示した基本理念の実現のために4つの基本目標を掲げております。思いやりの心を育み地域で輝けるための環境づくり、地域のつながりの強化、安心の暮らしづくり、包括的な支援体制の充実、以上の4つとなります。

今計画では、社会福祉法の改正によりまして、地域共生社会の実現のため、地域住民や社会福祉を目的とする事業者、社会福祉に関する活動を行う者が受動的ではなく協働での関与や問題解決のため支援関係機関等と連携することが求められているとともに、課題解決のための支援が包括的に行われるよう体制整備を求められていることから、現計画と施策体系を少し変更しまして、目標4で包括的な支援体制の充実を掲げております。そして、それぞれ目標ごとに表記のとおりの方針を設定し、それらを実施することで、誰もが住みなれた那珂市で安心して暮らしていけるような地域共生社会の実現を目指すものです。

計画の達成状況の点検及び評価につきましては、PDCAサイクルで進行管理を行ってまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

委員のほうからご質疑ございませんでしょうか。

古川委員 そこに第2次総合計画と福祉計画と活動計画と表になっていますよね。微妙にその策定期がずれているじゃないですか。これはあえてずらしているんですかね。というのは、つまりまず総合計画があって、これを受けて、福祉計画はこうしましょう、それを受けて活動計画はこうしましょうというふうに、あえてその策定の時期をずらしているということなんですか。

社会福祉課長 わざとずらしているわけではないと思うんですが、国のほうからこういった計画をつくりなさいと言われてつくり出したと思うんですが、それでちょっとずれているというところだと思います。

古川委員 一緒にしろという意味じゃないですよ。ずらすほうがやりやすいのかなということで、あえてそうされているんですかということなんですけれども。たまたまなんですか。そうですか。わかりました。

社会福祉課長 故意にやっているわけではなくて、たまたまだということです。

寺門委員 2019年度から2023年度の計画ということで、その前に平成30年度までの実施事業に対する評価というのはされていると思うんですけれども、それは次の計画のところ、平成30年度までの実施事業計画についてこうでした、評価、診断をしてですね、というくだりが載っているんでしょうか、次の計画書に。

社会福祉課長 今回もこの計画を策定するにあたりまして、昨年度に市民のほうのアンケートをとらせていただきまして、達成状況のほうもそちらのほうで確認をさせていただいておりますので、不足している部分はこの計画にまた盛り込んでいきたいと思っております。

寺門委員 担当課のほうでわかっている、我々はわからないわけですよね、評価がどうだったかと。それもお示しいただきたいのと、当然、市民の方にも知らせないといけないですよね。その2つをお願いしたいのと、その上で、来年1月に予定されている新しい計画についてパブリックコメントをいただくということになるわけですから、いきなり新しい計画をもらってもわからないですよ。その辺をはっきりお示しいただきたいと思います。

社会福祉課長 新しい計画の中にも、今回のアンケートの結果ですとか、抜粋した部分ですね、要点をまとめた部分と、あとは参考資料として、アンケートの内容全部は中に盛り込もうと思っております。

寺門委員 計画に盛り込むのは当然だろうと思いますし、そうしていただきたいんですけれども、当委員会についても、我々にお示しをいただかないとわからないですよ。当然、市民に対しても広報なり何なりでお知らせをいただきたいということなんですよ。我々、議会のほうには、その評価結果と新しい計画についてこうなりますというのを、この項目だけではわからないんで、

具体的に。例えば、じゃ、重要課題が過去5年間でこれがありましたと。じゃ、これについてこう課題解決をやっていきますよと、そういうのが知りたいんです。

委員長 課長、いかがですか。

社会福祉課長 今回は骨子だけですので、次回にはそういった部分についても計画の中に記しながら報告もさせていただきたいと思っております。

寺門委員 次回というのは、もう1月がパブリックコメントで公表して求めることになりますので、その前にいただかないと、市民の方も我々もわかりません。その時期はいつになりますか。

社会福祉課長 アンケートの結果についてはもう出ておりますので、公表時期についてはちょっと今後検討していきたいと思っております。

寺門委員 もう12月半ばですので、1月のパブリックコメントを求めるということになると、かなりタイトにはなるかと思うんですけども、我々のほうにもぜひお知らせいただきたいというふうにお願いしておきます。

委員長 それは大丈夫ですか。

社会福祉課長 アンケートの結果のほうは冊子になっておりますので、それをお配りすることはできると思っております。

寺門委員 そのアンケート結果について、担当課でまとめたものがありますよね、課題はこうでしたという、次こうしますというのは。それも入っているわけですね。

社会福祉課長 こちらの計画の中身についてはまだ検討中でございますので、どうするという部分はまだ決まっておりませんが、アンケートの内容で、こういった課題があるというところはお示しできると思います。

寺門委員 スケジュール的に、1月にパブリックコメントをやるということについて、大変日程がきついなというふうに思うわけですよ、今12月ですから。今からまとめられるということになると、大変な作業になるでしょうし、もうまとまっているのかもしれませんがね。その辺はいかがですか。

社会福祉課長 計画のほうにつきましては、今後19日ですかね、最終的な推進委員会のほうに諮りまして決定しましたら、1月にパブリックコメント実施という形になるかと思っております。

寺門委員 まとまったやつを当委員会のほうにください。あと、市民の方にもお知らせいただくというところでお願いします。

委員長 では、お願いいたします。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑がございませんようですので、質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時57分）

委員長 では、再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の大森です。外2名が出席しています。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の39ページをごらんになってください。

議案第69号 那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由ですが、茨城県において重度心身障害者医療福祉制度の対象者を拡大することに伴い、本条例についても所要の改正をし、あわせて小児医療福祉制度の助成対象についても拡大するため、那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものです。

改正内容は、重度心身障害者の助成対象者について、精神障害者保健福祉手帳所持者も助成対象となるよう定義の追加をし、小児については高校生世代においても外来に係る医療費が対象となるよう、文言の削除等を行うものです。

次のページ、40ページには改正条文を、そして41ページからは新旧対照表を載せております。後でごらんになっていただければと思います。

続きまして、45ページをお開き願います。

改正の概要につきましては、ここで説明させていただきます。

まず改正の理由ですが、これは先ほど説明させていただいた提案理由と同じです。

改正本文についてですが、第2条第3号、定義のところでは、条文の文言の修正を行います。障害の害が漢字になっているところを平仮名に改めます。

第2条第5号、定義のところでは、精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象となる規定を追加し、条文の文言の修正を行います。

第4条第1項、医療福祉費の支給のところでは、高校生世代においても外来に係る医療費を助成するため、条文のただし書きを削除いたします。

改正条例附則についてですが、施行期日は、平成31年4月1日からといたします。

経過措置のところには、条例施行日前の診療分は従来どおりとするという旨が書いてあります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

委員の皆様からご質問ございませんか。

古川委員 小児については高校生世代も対象とするよということなんで、今までは対象ではなかったということですね。茨城県でそうしたから、那珂市も条文を変えるよということですね。そうすると、仮にそうだとすると、だとすると、県でそれをやるんだから、那珂市でそれを今まで負担していたとか、それがなくなるとかということはあるんでしょうか。

こども課長 高校生世代を対象とするということにつきましては、今年の4月に県のほうの要綱等が改正になりまして、高校生世代も該当するということになりましたが、それはあくまでも入院のことでした。対象年齢については高校生世代というふうになりました。

この間提案したのがそれで、それに基づいて入院まで拡大したいというようなことでご提案申しあげましたが、今回ご提案しますのは、4月からの改正は外来も含めたいというような提案でございます。

この費用につきましては、市の負担になります。

古川委員 県がそういうふうにしても、あくまでも負担は市なんですか。

こども課長 県の要綱のほうでは、あくまでも高校生世代の入院のことになりますので、外来につきましては全額市の持ち出しとなります。

副市長 これは市が単独でやるということです。

古川委員 単独でね。市がやるということか。いや、茨城県においてどうのこうのになって改正になったのというふうな、最初そういうご説明だったので。

(複数の発言あり)

古川委員 なるほど、わかりました。全く別物ですね。すみません。

委員長 大丈夫ですか。

そのほかございませんでしょうか。

(なし)

委員長 では、ないようなので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でこども課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩(午前11時02分)

再開(午前11時15分)

委員長 再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の先崎です。外2名が出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、議案第76号をごらんください。

議案第76号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）になります。

4ページをお開きください。

歳入になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

4款県支出金、1項県負担金、1目特定健康診査等負担金189万4,000円の減。

4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金7,733万円。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金1億4,408万7,000円の減でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金5,834万3,000円、2目その他繰越金1億7,484万円になります。

次のページになります。歳出になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費32万4,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費1億537万4,000円でございます。

保険給付費における補正につきましては、本年度の9月までの支払い額と昨年度の9月までの支払い額を勘案しまして、向こう年度末までの所要額においてプラス・マイナスの補正計上しておりますので、よろしく願いいたします。

2目退職被保険者等療養給付費4,200万円の減。

次のページをお開きください。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,335万7,000円、2目退職被保険者等高額療養費1,000万円の減です。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費60万円。

次のページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分2,616万3,000円。こちらの国民健康保険事業費納付金につきましては、昨年11月末に県のほうから当初予算で提示すべき額を示されております。その後、年が明けまして、国のほうで新たな係数、本係数と言いますが、それを加味しまして新たな額が決定されております。そのことに伴いまして、不足額について補正計上するものであります。

同じく2目退職被保険者等医療給付費分98万2,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分480万6,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分28万7,000円になります。

次のページをお開きください。

中段になります。

3款国民健康保険事業費納付金、3項介護納付金分、1目介護納付金分175万3,000円。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費55万円。

次のページになります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金5,233万6,000円でございます。なお、この償還金につきましては、平成29年度分の国庫負担分のいただきすぎた部分で5,144万円ほど、あと、特定健診関係で国・県のほうでやはり入りすぎた分で88万円ちょっとの額を計上しております。

説明については以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

委員の皆さんのほうからご質疑ございませんか。

古川委員 6ページなのですが、高額療養費についてちょっとお伺いします。

一般のほうで2,300万円補正して、退職被保険者のほうは1,000万円の減ということなんですけれども、この辺が、何でこっちがふえて、こっちが減っているのかなという、その辺がよくわからないのと、それと、高額療養費というのはいろんな今、先進医療とかなんとかでそれが払えなくてということのカバーだと思うんですけども、その辺のここ数年の高額療養費が保険でカバーできない部分もあると思うんですけども、その辺の世の中の動きというか流れというか、その辺というのはどういうふうにお考えになっていますか。

保険課長 一般被保険者分につきましては、大きな移動というか、制度等の変更はございませんでして、大体給付実績に見合いまして伸ばしております。

なお、退職被保険者分につきましては、退職被保険者制度といいますのが平成26年度で廃止になりまして、平成27、28、29、30、31年度までには退職被保険者が全員なくなるようになります。当初予算編成のときにちょっと前年度の決算ベース見込みまして、その8掛けぐらいで落ちてくるかなということで想定はしていたんですが、実際年度始まりまして、かなり退職被保険者がもう少なくなっているということで、必然的に給付額が減少しておりますので、この年度末まで不用として残すよりは、やっぱり適切に落とすべきではないかということで減額措置をしております。

あと、高額療養費のふえ方の部分ですか。これは委員ご指摘のように、保険医療の対象になる部分での算定ですので、高度医療といいますか、保険適用外で、自由診療でやれる部分については市町村、国・県の給付というのはございません。あくまでも保険対象の部分。最近の傾向としましては、那珂市の国保の加入状況が平成28年10月の被用者保険拡大がありました。割と少ない所得であっても被用者保険、社会保険のほうに移る方がふえております。被保険者数全体としても年四、五%程度で国保の加入者が減少しております。

と同時に、割と国保の中での年代別の加入構成を見ますと、どうしても年齢が高い方が国保に残っているような状況があります。75歳になれば当然、後期医療のほうに抜けるわけなんですけど、どうしてもやっぱり年齢が高くなると、病がちになってしまうとか、そういう部

分でこういう高額療養費の予算等がふえていくのかなと。あとは、技術革新によりまして、いろんなご承知のようにハーボニーとかオプジーボとか、いろんないい薬が出ています。それは全部保険の対象になりますので、やっぱりそういう部分での、その薬を使うような患者さんがふえてくれば、当然医療費としては膨らんでいってしまうのかなと。この部分はやむを得ないのかなというふうに理解はしています。

古川委員 わかりました。ということは、今後は高額療養費というのはふえてくるということですね。

保険課長 先ほど申しあげましたように国保加入者の年齢の高齢化、あとは技術革新による新しい薬等によって、やはりふえていくというふうに見ていくのが妥当かなというふうに思っております。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で保険課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前11時25分)

再開(午前11時26分)

委員長 それでは、再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課の課長の藤咲です。外3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

議案第78号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目その他一般会計繰入金 50 万円。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 22 万 1,000 円。

続きまして、5 ページをごらんください。

歳出になります。款項目、補正額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 50 万円。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 22 万 1,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 78 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 78 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

以上で介護長寿課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 11 時 28 分)

再開 (午前 11 時 29 分)

委員長 それでは、再開いたします。

先日行われました「議員と語ろう会」の際に出席された皆様から意見が出されまして、教育厚生常任委員会は子育て支援をテーマにご来場の皆様と意見交換を実施いたしました。その際に出た意見についてまとめましたので、主なものについてご報告いたします。

きょう皆様のところにお配りしまして、「議員と語ろう会」と視察のほうと両方お配りしておりますが、平成 30 年度議員と語ろう会、平成 30 年 10 月 20、21 日ということで、このような形で意見が出されております。目を通していただいて、じゃ、5 分ほど目を通していただいて。

(資料確認)

委員長 では皆様、一応目を通されたかと思えます。

この中で、これはどうなんだろうとか、これはぜひ執行部のほうと相談してやったほうがいいんじゃないかとか、そういうご意見のあるものがありましたら述べていただきたいと思います。

古川委員 すみません、ちょっとこの話は私は直接聞いていないのでわからないんですけども、4番目の保育園における保育士の人が少ないというのは、無資格者が多いという意味なんですか。資格がない方がやっているということなんですか。それとも正職員とか非常勤とかという意味で言っているのでしょうか。

委員長 この質問の方は、多分正職員とか非正規とか、そういうことを分けて言っているわけではなくて、多分保育園の中の全体にいる保育士の数がちょっと少ないんじゃないかというような意味だと思います。

いいですか、これ私のほうから1つ。

私、この8番目、学童保育は、例えば卒業式が3月10日に例えば行われたとしますと、そこでもう学童保育にはその次の日からもう行けなくなっちゃうと。卒業しちゃうと、もう学童保育のその子の資格はなくなっちゃうのでしょうか。それで行けなくなっちゃうと。

(複数の発言あり)

委員長 この方が言うには、卒業式の後、次の中学校に行くまでの間、1人であるようになっちゃうと。だから、6年生を卒業しちゃって中学に行くまでの間があいちゃうということなので、なんとかしてくれないかなというような意見だったと思います。だから、特別に延長できないかとかいう意見だったです、この方は。

(複数の発言あり)

委員長 だから、卒業生は結局卒業しちゃうから、学童扱いにならないんですよ。

(「6年生ですからね。次、中学生ですよ」と呼ぶ声あり)

委員長 いやいや、そういう意味でおっしゃったと思います。

じゃ、これは無視していいですね。

副委員長 やっぱり仕事をしているとね、多分置いておくのが不安なんだろうね、親として見れば。

委員長 中学生にならないから、まだ。そういう意見が出ましたので。

中崎委員 15番の市立幼稚園の保育料が私立幼稚園より高いというようなコメントが、そんなことはないですよ。

次長 先ほど説明があったように、所得階級というか、その家庭の階級でもう決められていますので。

中崎委員 だから格差はあるんだよね、同じ幼稚園に行ってたって。同じ例えば3歳児に行っていたって、少ない人はただに近いし。それはしょうがないんだよね。その辺をわからないと。

次長 昔は市独自でやっていたけれども、今統一されていますので。

古川委員 同じ条件で見れば高いということはないと。

中崎委員 同じ幼稚園に入っていたって、同じ教室にいたって、差はあるわけですよ。

古川委員 ほかの親と比較して、こんなに払っているとか、こんなに安いとかというだけで比較しちゃいけないんですよ。

委員長 もしかしたらこの方は、そういう所得のことを、多分……

副委員長 所得が多いんですよ、この方は多分。

委員長 そうかなと思います。

副委員長 親の教育をしっかりしろというのはいっぱいありましたね、今回。

委員長 ありました。

今回この「議員と語ろう会」で私の教育厚生常任委員会ですべてのお話をされた中で、結構年齢の高い方が出席していましたでしょう。そうするとどうしても、昔はこうだったんだ、俺たちのころはこうだったんだという話が結構多かったです。でも、それはそれで。昔はね。

副委員長 バスは様子を見てからまずはと言ったんですよね、これね。

委員長 幼稚園のバスね。

副委員長 まずはバスなしでスタートということで。

委員長 一応話は聞いておきますということで、これは伺いましたので。これについての返事をもしつくるんだしたら、しめんと答えればいいのかと思うんですが。

そのほかに、こういうのは取り上げたほうがいいとかいう意見はお気づきになりましたでしょうか。

議長 1番のエアコン設置はもうね、今はもう予算措置されていますから。

委員長 そうですね、それはね。

古川委員 あと12番、この間説明があつて、和式トイレしかないところはないと思うんですが。

副委員長 全部が洋式ではないですけれども、両方入っていますよね。

ただ、菅谷小でしたか、視察に行ってトレイがかわいそうだったのは。あのトイレだけはなんとか早急にしてあげたいんですけれどもね。出入口のドアがないんですもんね。

委員長 そう、あれ不思議よね。

古川委員 あそこは大規模改修のときに一緒にやると言っていたような気がするんですよ。

副委員長 やるということですか。いや、本当あれちょっとかわいそうですね。

委員長 トイレの話が出たのでついでなんですけど、らぼーるの、皆さん男性の方は女性のほうに入らないからわからないかと思いますが、暖房便座じゃないんですね、温かくないんですよ。冷たいんです。

副委員長 なれちゃったんですよね、もうみんな温かいのに。

委員長 結構ありますよね、今ね。温かい便座ね、ありますよね。だって、ここもそうでしょう。

副委員長 正直ウオシュレットないところ嫌だという人いっぱいいますよね。本当に。

委員長 せめてあの暖房便座にしてほしい。いや、男の方はちょっとわかりませんが、入っていないから。

議長 同じですよ。男はそういうところが多いですよ。

委員長 では、この中で、もしこういう意見が出たということを広報のほうに載せたらどうだろうかということになりますと、どのあたりだと思いますか。

古川委員 きちんと事実を言っているのはいいと思うんですけれどもね。トイレが和式しかないというふうに思っているんだとすれば、それは違うし。あと、さっきの保育料の話。

きちんとそういった、もしそういうことを載せるのであれば、でも、実際にはこうですよとか、保育料というのは何々によって違うんですよということを補足説明しないと。載せるのであれば、委員長 そうですね、載せるのであれば。

じゃ、今回の実は広報のほうに、この「議員と語ろう会」の意見として載せるようになっていくんですけども、どれがいいんですか。

じゃ、先ほど出ました保育料が他の幼稚園と比べて高いところがあるがどうだろうかとかいうのについては、年収によっていろいろ差があるというようなお返事で載せますか。

中崎委員 親御さんはわかっていると思うんですけども、じいちゃん、ばあちゃんの世代になるとわからないから。きちんと。

副委員長 回答が出せるやつがいいんじゃないですか。このエアコンもいいんじゃないですか。エアコン設置も。早急にといっても、予算措置して今度は設置に向けて動いていますと。

委員長 そうですね、実際に。

じゃ、この2つ、3つぐらい。あと、このひまわり幼稚園の送迎バスをぜひ検討していただきたいと言われたんですが、これは出ませんとは話したんですが、何か強く言われたので。

中崎委員 現在のところは予定していませんけれどもということで。

委員長 幼稚園はもともと出ていないんですよ、公立の場合ね。

(「出ていない」「私立だけだ」と呼ぶ声あり)

委員長 ただ、遠くになっちゃう人からきっとそういう意見が出ていると思うんですよ。

古川委員 今までは自分の地域にあったから送迎は要らなかったけれども、やっぱり1カ所となるとどうしても遠い、送迎をしてほしいということなんでしょう。

委員長 という意味で皆さん言っていると思うんですよ。

議長 そうなると送迎する時間帯とか、そういう問題が出てきちゃうんですよ。

委員長 じゃ、これは一応載せて、基本的に送迎は行いませんと。

副委員長 現在のところですよ。

委員長 現在のところね。いや、現在も未来もないと思うんだけどね。だから、送迎はありませんと。じゃ、この3つあたりを……

古川委員 14番はどうですか、要望として。

副委員長 そうですね。これ、年齢差なんですよ。

次長 これは、第2子、第3子をカウントするときに、第1子が3年生までならばカウントできるけれども、3年生を超えちゃうとカウントしないよということです。

古川委員 上の子が小学校4年生になっちゃうと、2番目の子が第1子になっちゃう。

そうすると、本来だったら第2子は半額になるのに、第1子扱いになるから、それをまた取られちゃう。上の子が中学生であろうが高校生であろうが、第2子が幼稚園に行っていれば、それを半額にしてほしいということ。

委員長 じゃ、これをこども課のほうに再度どうなんだということを聞いて、その答えを載せるよう

にしましょうか。

寺門委員 16番、子育て政策が優遇されすぎていないかとありますね。

古川委員 これは、親御さんよりもどっちかというところじいちゃん、ばあちゃんのほうだよ、これは。

寺門委員 その下もそうだよ。家庭内の教育がきちんとできていない、これが問題ですね。

委員長 それでは、この11番のエアコン、14番の小学3年生までのと、それから15番はいいかな、
どうでしょう。わかっている人はわかっているからね。やめます。

古川委員 これは、こういう意見とか要望がありましたというのだけ載せるんですか。それとも、
こういう要望がありました、それに対してこういうふうにご答えましたとか、後日確認してこ
ういう結果です、こういうことだそうですという答えまで載せるんですか。

委員長 ただ、こういうのがありましただけでは何かちょっとね、せっかく意見言ってくださったの
にというのがあるので、一応この答えが出せるようなものを載せたいと思います。

寺門委員 ホームページというのは、議会はないんですか。ありますよね。

この回答についてはやっぱり載せるべきではないでしょうか、回答として。

委員長 全部ですか。

寺門委員 はい。議会のホームページで。回答というか……

委員長 こういうのがありましたと。

寺門委員 本来フィードバック、聞かれたことに対してはお答えするというのが議会の立場です。あ
るのであれば、そちらへ載せて、執行部に確認したけれども、こうですと。

古川委員 今回載せるというというのは議会だよりでしょう。

委員長 そうです。

寺門委員 議会だよりで代表で載せるということですよ。

委員長 議会だよりは今回、3常任委員会が全部載せることになりましたので、教育厚生としてはこ
のくらいを載せればいいかなということ。

副委員長 これホームページに載せるって、小学生になるまでに家庭の中で物のよしあしを教えるこ
とが大事と、おっしゃるとおりとしか回答できないですよ。

次長 ほかの委員会では回答は載せないということで、座談会なので。

委員長 載せないんですか。語る会だから。じゃ、載せない。ほかの委員会が載せないで教育厚生だ
けしっかり載せたら変ですよ。

寺門委員 聞きっぱなしではまずいという話であれば回答するし、もう少し深掘りが必要であればと
いうことでしょう。

副委員長 こういう話がありましたと。

次長 語ろう会なので、ご意見を聞くというのは、ざっくばらんにお話しするだけなので、回答まで
は載せないとか、しないということになっているんですけども。

委員長 でも、ほかの2つの委員会が回答を載せなくて、教育厚生だけ載せたら何か変ですね、そろ
わないね。

寺門委員 やりっぱなしは、それは良くないですよ。語ろう会の趣旨からしても。

副委員長 議運の委員長がおりますんで、ほかの委員会も回答つきにするとか。

委員長 議運でいかがですか。

寺門委員 議会として報告をしないとまずいということだと思うんですよね。これは全部は当然載せられないし、各委員会でこれだけは取り上げて、深掘りしますよとか、そういう区分けをしながら回答、ホームページがあればそれでやるほうがベターだと思うんですよね。

副委員長 議会広報の記事をどのように載せるかというのを今。

寺門委員 広報はもう限られたスペースなので、こういう意見が出ましたというぐらい……

古川委員 であれば、議会だよりはこういう意見が出ましたというだけにして、あと、回答についてはホームページをごらんくださいというふうに、そうした全部載せられる。これはどこの委員会でも。

委員長 それはそうですね。

寺門委員 そのほうがよりあれじゃない、片側通行とかね、一方通行にならなくて。この間行って言ってきたけれども、あれどうなったのかなとなるでしょうし。

委員長 そう思いますよね。

寺門委員 語ろう会は語るだけというわけではないんで、やりっぱなしだったらもうやる意味がないからさ。

委員長 語るということは、質問して答えもあるということですよ。

寺門委員 そうです。

事務局長 じゃ、これは議運で決めていただいて、ほかの委員会はやっていないわけですから、そういうのをきちっとやっていただかないと、ここだけで決めるわけにはいかないです。

委員長 じゃ、教育厚生常任委員会として、返事はもし議運のほうで出さなくてもいいということにしても、どれとどれを、こういう意見が出ましたということで載せる場合は、この 11、14、23 あたりを載せておこうと思いますが。

(「はい」と呼ぶ声あり)

副委員長 こういうご意見をいただきましたと。

委員長 そうです。そのほか、紙面の関係でもうちちょっとという場合は、どれかをつまんで出しておきます、これは。責任持って出します。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 続きまして、調査事項「障がい児支援」についてを議題といたします。

当委員会ではこれまで障がい児教育について、学校教育課から那珂市の現状について説明を受け、また、特別支援学校、特別支援学級の現地視察を行ってまいりました。

前回の委員会では視察研修を振り返り、今後の進め方についてもご意見をいただきましたので、まとめたものをまず、実はこれ副委員長のほうでまとめていただきました。それをパソコンで打ったのは私ですけども、原案は副委員長のほうでまとめていただきました。

じゃ、ちょっと読んだほうが早いですね。

障がいの程度により、一概には言えないが、それぞれの特別支援学校に言えることは、2人に1人程度の教員、支援員が配置されており、人員的に充足していると感じ取れた。それにより手厚い教育が行われているものと感じ取れた。教材を教員が工夫をし、自前でつくることも行っており、きめ細やかな支援体制が印象的であった。特別支援学校に通う子供たちが地域とかかわりを持つことも大事であり、居住地校交流を充実させることも大切であると感じた。2つの支援学校では先生方の相談、研修の場にもなっており、支援教育のセンター的役割を果たしていることも、今回の視察でわかった。菅谷東小学校においては、教員、支援員 11 名の配置がなされており、県内においても特別支援教室としてはトップクラスの支援体制がなされていると感じました。

この下につきましては、この前、皆さんと視察についての意見をいただきましたものをまとめたものでございます。

1つ、教員を取り巻く環境も複雑化しており、教員のインクルーシブ教育の理解も必要になってくる。今後、現場に携わる先生方の声を聞く機会、保護者の意見を聞く機会も必要である。学校の選定において、学校、教育内容を知らないで選定してはいけない。もっと積極的な情報を伝えてほしい。本市は菅谷東小学校に支援教室を統合することはできないか。教員方には国立支援学校での研修を活用してほしい。就職についても支援が必要ではないか。保護者の声も聞く機会も必要ではないか。菅谷東小学校以外の本市の支援教室の支援体制はどうか。特別支援学校のPRをもっとすべきではないか。障がいを持つ子は現在増加傾向にあり、将来的にはさらなる特別支援学校が必要になってくる。本市では学校をつくることは可能であるか、さまざまな角度から検討してみてもどうか。県内 44 市町村のうち 22 市町村で支援学校を有しております。支援員のさらなる確保、増員ができないか。教育支援センターとの連携も調べてみたい。

このような意見、そのほかにもありましたが、ここでまとめてみました。

これについて、これにこだわらなくてもいいですが、今後この障がい児教育についてのさらなる調査、その他について、もしどのような方法で進めていったらいいかなという意見がありましたら、例えば何々を視察したい、どういうところを見てみたい、どういう方たちと意見を交換したいとかいうようなものがありましたら教えていただければと思います。

寺門委員 この間、「みんなの学校」を見て、また講演会も聞いたんですけど、やはり先生方の出席が少なかったように感じましたね。現実にインクルーシブ教育というのをどう考えているのか、現場でどういう対応をされているのかというのがちょっと、子供の親側からの目で見ると、どうも余り、忙しさという点もあって、大変なのかなという、実態がよくわからないですね、先生方がどう思っているのか。だから、各先生方のお話をお聞きしたいというのがまず1点です。

あと、実際に障がいを持たれている児童の方の親御さんはどういうふうに考えているのかなという。これは特別支援学級、特別支援学校に入れる、入れないという判断で、1年生になる前にやるんですけども。どうもその辺も、本当はもっと大変な子がたくさんいるのかなという気もしないでもないんですが。やはり子供さん、当事者の方と先生方とのお話をちょっと聞いてみた

いなと。じゃ、総合的に聞いてどうするんだというところを考えていったほうがいいのかなという気はするんですね、その障がい児に。特に就学前の子供たちに対する教育について。何か提案ができればいいのかなという気はしています。

委員長 寺門委員のほうからご意見が出されましたが、皆さんも同じような考えでいらっしゃるでしょうか。それとも、私はこういうことを進めていったらいいんじゃないかとかいうのがありましたら。

副委員長 私は菅谷東小学校というすばらしいのを那珂市内のを見ちゃったんで、多分そこまでしていないのがほかの小学校、中学校の現状だと思うんですね。だから、うまくそういうのができていないというわけじゃないですが、何か大変苦勞なされている、そこまで充実していないほかの学校も見なくちゃいけないのかなという。かえってそっちの先生方の意見を拾うほうが、できているよりもできていない、何が必要なかというのを聞くのが大事なのかなと思います。

委員長 各学校に特別支援学級はあるんですね。ただ、人数的には少ないかもしれませんが、各学校にありますので。

副委員長 ただ、人員の支援というのはもう完全な一番の答えだと思うんですけども。

古川委員 副委員長のおっしゃるように、例えば菅谷東小学校の特別支援学級には通級もできるとは言っていたけれども、やっぱり地元でそういう学校がなければ、なかなか地元の特別支援学級にはちょっとなど。だったら、特別支援学校がいいんじゃないかということで、他市町村に行っている方もいると考えると、一番いいのは、全ての学校がそうなればいいんですが、それはちょっと理想論に近い部分があるので。その辺の、副委員長のおっしゃるように充実していないだろうと思われる学校も見ておくべきで、寺門委員のおっしゃるように、先生だけじゃなくて保護者の方の意見だったり、その上で市の教育委員会がどのような今後方針でいるのかという部分を最終的に聞けたらなという、そういうところです。

委員長 それでは、今、皆さんから意見をいただきましたので、今後の進め方としては、市内の各学校の実態、どのような特別支援学級になっているかをちょっとあわせて調査してみまして、そのほか、当事者の話、それから携わっている先生方の話も聞いてみたいと思いますので、その辺のことは、委員長、副委員長にお任せしていただいてもいいでしょうか、選定その他、どこの学校へ行こうとか、どんな形で当事者の話、それから先生方の話を聞くということも、あわせてお任せしていただいてもいいでしょうか。

古川委員 保護者の方の話というのは、簡単にはできないと思うので、こういうのをどういう形で、こっちが行くのか、それとも全ての市内からそういう方々に集まっていただいて座談会というような形で意見を聞くのか。いろいろそれはやり方がね、これは考えられると思うので。

副委員長 先生の話は聞けるでしょう。先生に多分聞けば、保護者がどんなことを思って、どんな相談があるというのも結構わかっているのかなというのがありますので、まずとにかく学校へ行って先生に聞いてみて、最後やっぱり古川委員が言うように、市の方針というか、今後どういうふうやっていくんだというところまでいきましょうということで。

委員長 じゃ、今、副委員長がまとめてくれましたので、そのような形で進めていこうかなと思いますが、よろしいでしょうか。

古川委員 もう一つ、先ほど寺門委員がおっしゃった未就学児に対しても、やっぱりこれから小学校へ上がる子供の親御さんは、当然そういった心配を持っているわけですから。そういった方々がどうしているのか、子供たちをどういうところに行かせたいのかとか。発達相談センターとかに聞けば意見を聞けるかもしれないですね。

議長 あと、各学校にとっても数も多いですから、何かの機会に、担当の先生とかそういう方が一度に集まってもらえれば、そこで1回、皆さんと意見交換ができるのかなと思うんですね。やはり1校1校歩いていたのでは時間もかかりますし。ですから、やはりそういう機会を設けてもらう、教育委員会を通して先生にも来てもらって、意見交換会というような、そういう形をとってもらえればと思います。

委員長 そうですね。

(複数の発言あり)

委員長 では、そのような形で今後ともこの障がい児教育については調査を進めていきたいと思うので、その節は皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

では、続きまして、議員派遣についてを議題といたします。

本日は、来年2月1日金曜日に開催される茨城県市議会議長会の今年度2回目の議員研修会、詳細は別紙となります。それと2月15日、16日に予定されている横手市議会友好訪問の出席者を決めたいと思います。

古川委員 行きたい方がいらっしゃれば誰でも行っていただいていると思いますが、1人、新人議員が入りますよね。その方に行ってもらったらどうでしょうか。

委員長 どちらにですか。

古川委員 2月1日の議長会のほうを。

委員長 そうですか。じゃ、この2月1日のほうは、今回9日に当選された議員がここに1人入りますので、その方に行っていただきましょう。

横手市議会友好訪問の出席者は、どなたか行きたいという方は。

古川委員 行ったことがない方を優先という話ですね。

委員長 もう全員行っていますよね。

(複数の発言あり)

委員長 じゃ、横手市議会友好訪問のほうは副委員長に決定いたします。よろしくお願いいたします。

本日の審議は全て終了いたしました。

皆様のご協力をいただきまして、無事終わることができました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会 (午後0時09分)

平成31年2月13日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子